

技術交流会講演規定

1. 講演内容

- (1) 本技術交流会では、基礎的なアプローチから最新の技術的内容まで幅広い分野で発表いただき技術的交流を深める。この趣旨に沿った講演内容とする。
- (2) 講演内容は、既発表に準じるものも可とするが、前項の趣旨に沿うようにその論点を新たにさせていただくこととする。

2. 講演者の資格・要件

- (1) 講演者は、概要および講演原稿を提出し、技術交流会において講演を行うこと。
- (2) 講演者は、原則、当研究会の会員であること。もしくは共著者に会員が含まれていること。

3. 講演申込

- (1) 講演申込みは無料とする。
- (2) 講演者は、制振工学研究会が指定する技術交流会専用ウェブサイトにある講演募集ページから申込みをする。講演申込締切日は厳守する。

4. 申込内容の確認・修正・変更

講演申込後、申込み内容がメールで講演者（代表）に通知される。また採用された場合、講演原稿アップロード用ページのURLを通知する。

- (1) 講演者が申込内容を変更する場合は、再度講演募集ページにアクセスし、変更の講演申込みをしていただく。

<注意事項>

- ・講演申込締切日以降：講演の申込みは認められない。
- ・講演原稿提出締切日以降：主題、副題、講演者、共著者の変更は認められない。

5. 講演原稿

(1) 作成方法

「講演原稿」は、原稿見本およびテンプレートを参照のうえ、作成する。

発表用紙はA4版縦置きとする。

- (2) 「講演原稿」に掲載された図表、写真、文献等の著作物については、講演者が責任を負う。

(3) 原稿ページ数

日本語 10ページ以内 とする。

(4) 提出方法

講演原稿アップロード用ページから原稿を送付していただく。

(5) 提出期限

講演者は、規定に沿った原稿を指定期日までに提出すること。なお、指定期日までに提出されない場合、講演をキャンセルとすることがある。

(6) 査読

当研究会では資料集発行にあたっての査読を行っていない。受理された原稿をそのまま技術交流会資料集として発行する。

(7) 原稿の訂正

- (1) 原稿提出締切日以前：訂正済みの原稿（PDFファイル）を、講演原稿アップロード用ページから再送付していただく。

(2)原稿提出締切日以降：修正原稿の再提出は認められない。修正がある場合、講演の冒頭に修正内容を報告する。

(8) 著作権

技術交流会資料集の著作権は、本会に帰属する。

詳細は、SDT MS-1006：制振工学研究会著作権規則に準じる。

6. 講演の取り下げ

講演申込から原稿提出までの間に講演を取り下げる場合、「講演取り下げ理由」を技術交流会の実行委員長に提出する。

原稿提出後の講演取り下げは、原則認められない。

7. 講演が行われなかった場合の原稿の取り扱い。

講演者欠席の場合、当該講演はキャンセルとする。ただし、講演者に代わり講演する者がいた場合は、実行委員長がこれを認めることができる。

講演が行われなかった場合の原稿の取り扱いは次の通りとする。

(1) 当該原稿は、技術交流会において配布される資料集に掲載される。また、制振工学研究会ウェブサイトの文献データベースに掲載される。

8. プログラムの公開

技術交流会プログラムは、できあがり次第に技術交流会専用ウェブサイトに公表する。

附 則

1 この規則は、2021年10月1日から施行する。

